

答申第 175 号

平成 16 年 3 月 22 日

神奈川県知事 松 沢 成 文 殿

神奈川県情報公開審査会
会 長 堀 部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 12 年 10 月 4 日付けで諮問された環境農政部に係る県補助金支出事業関係書類等（水産課）一部非公開の件（諮問第 131 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

(1) 平成10年度から平成12年度までに係る補助金支出関係文書のうち、次に掲げる部分は、公開すべきである。

ア 神奈川県が出資する特定の2法人に関する文書のうち、平成12年度の工事事業費及び工事費負担割合中の県費総額及び国費総額を除いた部分、平成13年度の事業費及び償却費の未契約工事費に係る部分

イ 口座名義人として記載された情報

(2) 実施機関が、補助金を支出している事業に関する預貯金通帳は存在しないとして、公開を拒んだことは、相当である。

2 不服申立人の主張要旨

(1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、神奈川県(以下「県」という。)が補助金を支出している平成10年度から平成12年度までの環境農政部に係る事業に関するすべての文書(ただし、市町村に対する補助金、国庫補助金を財源とする補助金及び交付対象者が個人又は事業者である補助金を除く。)及びそれらに関する預貯金通帳について、神奈川県知事(以下「知事」という。)が、平成12年9月12日付けで行った次に掲げる処分(以下「本件処分」という。)の取消しを求める、というものである。

ア 平成10年度から平成12年度までに係る以下の補助金支出関係文書(以下「本件一部非公開文書」という。)を神奈川県情報公開条例(以下「条例」という。)第5条第1号及び第2号に該当するとして一部非公開とした処分

(ア) 県が出資する特定の2法人に関する文書

(イ) 特別振興資金利子補給費に係る文書

(ウ) 漁業振興運用資金利子補給費に係る文書

(エ) 沖合漁船建造資金特別利子補給費に係る文書

(オ) 漁業構造再編整備資金利子補給費に係る文書

(カ) 特定の連合会等の指導事業運営費補助に係る文書

(キ) 漁業共済掛金補助金に係る文書

(ク) 遠洋まぐろはえなわ漁船国際減船対策事業費に係る文書

イ 県が補助金を支出している事業に関する預貯金通帳(以下「本件公開拒否文書」という。)が、存在しないとして、公開を拒んだ処分

(2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

ア 実施機関が、本件一部非公開文書を条例第5条第1号及び第2号に該当するとして一部非公開とした処分並びに本件公開拒否文書を不存在とした処分には条例違反があり、不服申立人の権利及び利益を侵害している。

イ 実施機関は、行政文書の公開を原本で行うべきである。

3 実施機関(水産課)の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

(1) 本件処分の概要について

実施機関は、不服申立人が行った情報公開請求(以下「本件公開請求」という。)に対して、本件一部非公開文書及び本件公開拒否文書を請求対象行政文書として特定した。その上で、本件一部非公開文書のうち、以下の部分を非公開とした。

ア 執行伺票・支出命令票及び補助金交付申請書等に記載された、補助金の支出対象とされる法人等(以下「本件法人等」という。)の取引先金融機関名、支店名、預金種別、口座番号及び口座名義人(以下「本件口座番号等」という。)

イ 前記2(1)ア(ア)に掲げる文書のうち、以下の部分

(ア) 特定の施設の整備について、歳入歳出当初予算見積書及び特定の施設整備の負担割合の各文書に記載された平成12年度の工事業業費及び工事費負担割合中の県費総額及び国費総額を除いた部分(以下「12年度事業費等」という。)

(イ) 上記及びの文書に記載された平成13年度の事業費(以下「13年度事業費」という。)

(ウ) 特定の施設の収支見込みについてのうち、売上・経費の個別の金額（以下「本件売上金額等」という。）及び償却費の未契約工事費に係る部分（以下「本件未契約工事費」という。）

(エ) 県が出資する特定の法人の概要に記載された代表取締役専務の職歴（以下「本件職歴」という。）

(オ) 船舶警備委託に関する文書に記載された担当職員の自宅の電話番号（以下「本件電話番号」という。）

ウ 前記2(1)ア(イ)及び(ウ)に掲げた文書のうち、融資先の保証人に係る情報（以下「本件保証人名等」という。）担保内容（以下「本件担保内容」という。）融資先の事業計画及び事業実績等（以下「本件事業計画等」という。）

エ 前記2(1)ア(エ)に掲げた文書のうち、借入者名（以下「本件借入者名」という。）

オ 前記2(1)ア(カ)に掲げた文書のうち、補助対象職員の氏名（以下「本件職員名」という。）

カ 前記2(1)ア(キ)に掲げた文書のうち、契約者の氏名、住所、印影及び船名（以下「本件契約者名等」という。）

キ 前記2(1)ア(ク)に掲げた文書のうち、漁船名、進水年、総トン数及び単価（以下「本件漁船名等」という。）

また、本件公開拒否文書については、存在しないため、公開拒否処分を行った。

(2) 本件一部非公開文書について

ア 条例第5条第1号該当性について

本件一部非公開文書のうち、本件職歴、本件電話番号、本件保証人名等及び本件職員名は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第5条第1号本文に該当する。また、同号ただし書のいずれにも該当しない。

イ 条例第5条第2号該当性について

本件一部非公開文書のうち、本件口座番号等、12年度事業費等、本件売上金額等、本件未契約工事費、本件担保内容、本件事業計画等、本件借入者名、本件契約者名等及び本件漁船名等は、法人等又は事業を営む個人の当該事業活動に関する情報であり、公開することにより当該法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第5条第2号本文に該当する。また、同号ただし書にも該当しない。

ウ 条例第5条第3号該当性について

13年度事業費については、計画全体でどの程度の事業費になるかを検討するためのものであり、未成熟な情報であって、公開することにより県民に不正確な理解や誤解を与えるなど、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため、条例第5条第3号に該当する。

(3) 時限性公開について

12年度事業費等及び本件未契約工事費については、県が出資する特定の法人が行う特定の施設整備に係る情報であるが、当該施設整備に係る契約後は公開しても支障とはならないが、諾否決定時点で、設備の入札・契約の日が具体的に定まっていなかったため、時限性公開であることを明示した決定を行わなかった。

(4) 本件公開拒否文書の存否について

本件公開請求は、県が補助金を支出している事業に関する預貯金通帳の公開を求めるものであるが、補助金の支出は補助金の補助対象事業者の口座に対して県の指定金融機関から直接払い込む手続で行われることから、預貯金通帳は不要であり、存在しないため公開拒否の決定を行った。

4 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、本件公開請求の内容が多数の室課にわたり、かつ、対象となる行政文書が相当な量となるため、争点を明確にし、本件処分の適否を迅速かつ適正に判断する上で、対象行政文書に記録されている情報の内容を「分類又は整理した資料」(いわゆるヴ

オン・インデックス)を利用することが有効であると考え、神奈川県情報公開審査会規則第8条に基づき、実施機関から当該資料の提出を受けて、これに基づき審査を行った。また、対象行政文書のうち、当審査会が必要であると判断した箇所について、当該部分を抽出して見分を行った。

なお、不服申立人からは、意見陳述を希望する申出がされなかったこと及び実施機関からは上記資料が提出されたことから、不服申立人からの意見及び実施機関からの口頭による説明の聴取を行わなかった。

(2) 本件一部非公開文書について

ア 条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

(ア) 条例第5条第1号本文該当性について

a 条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」(以下「個人情報」という。)を非公開とすることができるとしている。

したがって、同号本文は、個人情報は明白にプライバシーと思われるものはもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解される。

b 本件一部非公開文書のうち、次に掲げる情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であることから、同号本文に該当すると判断する。

本件職歴

本件電話番号

本件保証人

本件職員名

(イ) 条例第5条第1号ただし書該当性について

- a 条例第5条第1号本文に該当する情報であっても、同号ただし書ア、イ、ウ又はエに該当するものは公開するとされている。
- b 前記(ア) bに掲げた情報は、同号ただし書アの法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報又はただし書エの人の生命、身体等を保護するため、公開することが必要であると認められる情報のいずれにも該当しないと判断する。
- c 条例第5条第1号ただし書イ該当性について
 - (a) 条例第5条第1号ただし書イは、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報については公開することを規定している。
 - (b) 前記(ア) bに掲げた情報のうち、 は、県が出資する特定の法人の役員に係る職歴であるが、当審査会で調査したところ、同法人において当該情報を名簿等により一般に公表している事実は認められず、当該情報が予算見積書に添付された同法人の概要説明の文書中に記載されたにすぎないことからすると、公表を予定しているものであるとも認められない。また、県が出資する法人等の役員については、その氏名や現職はホームページ等で公表されている場合があるとしても、過去の職歴等個人の履歴情報までは、慣行として公にされ又は公にすることが予定されているものとは認められない。
 - (c) は、法人等の融資関係書類に記載された連帯保証人の住所、氏名、印影等であるが、これらの情報を一般に公表している事実は認められない。
 - (d) は、本件法人等のうち、特定の団体の人件費補助対象となった職員の氏名であるが、当該団体においては、職員の氏名を名簿等により一般に公表している事実は認められない。また、当該情報は、給与実績表等に記載されたものであり、既に公開されている他の部分と照合することにより、特定の個人の所得が明らかとなる情報である。
 - (e) 以上のことからすると、上記(ア) bに掲げた情報のうち、

及び については、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められないので、同号ただし書イには該当しないと判断する。

d 条例第 5 条第 1 号ただし書ウ該当性について

(a) 同号ただし書ウは、「公務員の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」については公開することを規定している。

(b) 上記(ア) b に掲げた情報のうち、 は船舶の事故発生時等の連絡先として記載された県職員の自宅の電話番号であり、公務員の職務に関連して記載された情報ではあるが、当該公務員個人の私的側面を有する情報というべきであり、「当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」とは認められず、同号ただし書ウには該当しないと判断する。

イ 条例第 5 条第 2 号該当性について

(ア) 条例第 5 条第 2 号本文該当性について

a 条例第 5 条第 2 号本文は、「法人その他の団体(国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」は非公開とすることができると規定している。

b 本件口座番号等について

(a) 本件口座番号等は、本件法人等の取引先金融機関における口座番号等であり、法人等に関する情報であると認められる。

(b) 法人等の取引先金融機関における口座番号等に係る情報は、本来、当該法人等が事業活動を行う上での内部管理事務に属する情報であって、知らせるべき相手方を限定する利益を有する情報であると考えられる。

しかしながら、当該法人等において当該情報を現実にそのような意図の下に管理していると認められない場合には、これを公開する

ことにより、当該法人等の正当な利益を害するおそれはないものと考えられる。

そこで、本件法人等における口座番号等の情報管理の状況について検討する。

(c)一般に、不特定多数の者が常に新規にその顧客となり得るような業種に係る事案であって、当該法人の口座番号等を請求書等に記載して顧客に交付することにより、これが不特定多数の顧客に知られることを容認して、そうした状態に置いていると判断される場合には、これを公開することにより、当該法人等の正当な利益を害するおそれはないものと考えられる。

しかし、本件口座番号等は、本件法人等が知事に対し補助金の交付を申請するに当たり、その補助金の振込先として指定し記載されたものである。

このような本件口座番号等が記載された文書の性格等を考慮すると、本件口座番号等は、特定の関係者のみに知らせることを前提として記載されたものであり、不特定多数の顧客に知られることを容認し、そうした状態に置いているとは考え難い。

以上のような情報管理の実態にかんがみると、本諮問案件においては、本件法人等は本件口座番号等を原則として本件法人等の内部限りで管理し、例外的に特定の相手方に限ってこれを知らせる意図で管理しているものと認められる。

(d)ただし、本件口座番号等のうち、口座名義人として記載された情報については、いずれも本件一部非公開文書の他の部分において既に公開されていることから、当該情報を公開しても本件法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

(e)以上のことからすると、本件口座番号等は、口座名義人として記載された情報を除いて、これを公開することにより、本件法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められるので、同号本文に該当すると判断する。

c 12年度事業費等及び本件未契約工事費について

12年度事業費等及び本件未契約工事費については、実施機関は特定の施設整備に係る契約後は公開しても支障がないと説明しており、現時点においては既に契約が終了していることから、条例第5条第2号本文には該当しないと判断する。

d 本件売上金額等について

(a) 本件売上金額等は、県が出資する特定の法人が施設を整備するに当たって収支見込みを算出した際の売上・経費の個別の金額であり、法人等に関する情報であると認められる。

(b) 本件売上金額等は、公開することにより、県が出資する特定の法人の事業計画、経営状態等が明らかになるため、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるので、条例第5条第2号本文に該当すると判断する。

e 本件担保内容等及び本件事業計画等について

(a) 本件担保内容等は、事業用資金の借入申込者である法人等が借入申込書等に記載した担保物件の明細であり、本件事業計画等は借入理由書等に記載し、又は添付した当該法人等の事業計画や事業実績等に係る情報であって、これらは法人等に関する情報であると認められる。

(b) 本件担保内容等及び本件事業計画等は、公開することにより、特定の法人等の事業計画、経営状態等が明らかになるため、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるので、条例第5条第2号本文に該当すると判断する。

f 本件借入者名について

(a) 本件借入者名は、共同経営体により経営再編を行う漁業者が新たな漁船を建造する場合の建造資金融資に関する情報であって、法人等に関する情報であると認められる。

(b) 本件借入者名は、公開することにより当該法人等の資金計画が明らかになるため、当該法人等の経営状態等が推測され得る情報であり、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するお

それがあると認められるので、条例第5条第2号本文に該当すると判断する。

g 本件契約者名等について

(a)本件契約者名等は、異常気象等で受ける漁業損失を補填するために漁業共済契約に加入した漁業者に係る情報であり、法人等又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であると認められる。

(b)本件契約者名等は、既に公開された他の情報と照合することにより、特定の法人等又は事業を営む個人の漁獲金額等が明らかになるため、これを公開することにより、当該法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるので、条例第5条第2号本文に該当すると判断する。

h 本件漁船名等について

(a)本件漁船名等は、遠洋まぐろはえなわ漁業の減船に伴い債務整理を行う減船対象漁業者に関する情報であり、法人等に関する情報であると認められる。

(b)本件漁船名等は、既に公開された他の情報と照合することにより、特定の法人等の事業計画、経営状態等が明らかになるため、公開することにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるので、条例第5条第2号本文に該当すると判断する。

(イ) 条例第5条第2号ただし書該当性について

条例第5条第2号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる」場合には、例外的に公開できると規定している。

しかし、本件口座番号等、本件売上金額等、本件担保内容、本件事業計画等、本件借入者名、本件契約者名等及び本件漁船名等は、上記(ア) b及びdからhまでに述べたとおり、法人等が事業活動を行う上での内部管理事務に関する情報、あるいは競争上の地位を害するおそれがある情報等であり、人の生命、身体等を保護するため、公開す

ることが必要であるとは認められないことから、同号ただし書には該当しないと判断する。

ウ 条例第5条第3号該当性について

条例第5条第3号は、「県の機関内部若しくは機関相互又は県の機関と国若しくは他の地方公共団体（以下「国等」という。）の機関若しくは独立行政法人等との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」は非公開とすることができると規定している。

13年度事業費について、実施機関は、特定の施設整備に係る事業費が計画全体でどの程度になるかを検討するためのものであり、未成熟な情報であることから、同号に該当する旨説明している。しかし、既に当該事業は、完了しているため、現時点で公開しても県民に不正確な理解や誤解を与える等不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれは認められない。したがって、当該情報は、条例第5条第3号には該当しないと判断する。

(3) 本件公開拒否文書の存否について

ア 実施機関は、補助金の支出は補助金の補助対象事業者の口座に対して県の指定金融機関から直接払い込む手続で行われることから、預貯金通帳は不要であり、存在しないと説明している。

イ 通常、実施機関と金融機関等との取引等の記録は、金融機関等において預貯金通帳が作成され、これに記帳される場合と、これに代わる文書が作成される場合とが考えられるが、補助金の補助対象事業者の口座に対して県の指定金融機関から直接払い込む手続で行われていることから、本諮問案件においては、当該手続において預貯金通帳が作成されているとは考え難い。

したがって、本件公開拒否文書は存在しないとの実施機関の説明は、首肯できる。

(4) その他

当審査会は、行政文書の公開請求に対する諾否決定の当否について実施機関から意見を求められているのであり、前記2(2)イの不服申立人の主張については、意見を述べる立場にない。

5 付言

本事案は、多数の室課に対する公開請求に係るものであって、対象行政文書が相当な量に及ぶものであるといえる。しかも、不服申立人は、対象行政文書の閲覧を行ったとは認められず、不服申立理由も具体的でないため、その主張を必ずしも理解することができなかったことをあえて付言しておきたい。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 12 年 10 月 4 日	諮問
10 月 27 日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
11 月 30 日	実施機関から非公開等理由説明書を受理
12 月 27 日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付
平成 15 年 11 月 19 日 (第 27 回部会)	審議
平成 16 年 1 月 14 日 (第 29 回部会)	審議
2 月 2 日 (第 30 回部会)	審議
2 月 19 日 (第 31 回部会)	審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金 子 正 史	獨 協 大 学 教 授	
鈴 木 敏 子	横 浜 国 立 大 学 教 授	
竹 森 裕 子	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	
田 中 隆 三	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	部 会 員
玉 卷 弘 光	東 海 大 学 教 授	
千 葉 準 一	東 京 都 立 大 学 教 授	会 長 職 務 代 理 者 部 会 員
堀 部 政 男	中 央 大 学 教 授	会 長 (部 会 長 を 兼 ね る)

(平成 16 年 3 月 22 日現在) (五十音順)